

刑事弁護人等推薦に関する運営要綱 一部抜粋

第8条 規則第10条の規定により私選紹介弁護士に支払われる費用は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 被疑者等との接見又は面接後受任に至らなかった場合は、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでの金額を支払う。

ア、イ 略

ウ 通訳費用

(ア) 通訳報酬 次の a 及び b に掲げる 1 回当たりの通訳時間（実際に通訳を行った時間（接見又は面接であれば、接見又は面接の開始から終了までの時間）を指し、待機時間を含まない。）の区分に応じ、当該 a 及び b の金額とする。

a 30分以内の場合 7,619円

b 30分を超える場合 7,619円に10分に達するごとに952円を加算した額

(イ) 待機時間に対する手当又は通訳に至らなかった場合の手当 通訳人が接見若しくは面接の場所に到着した時刻（接見若しくは面接の場所における弁護士との待ち合わせ時刻の方が遅い場合は、当該待ち合わせ時刻）から、接見若しくは面接が開始するまでの時間又は弁護士から通訳不要と告げられるなど、通訳を要しないことが判明するまでの時間について20分に達するごとに952円を加算した額。ただし、3,808円を上限とする。

(ウ) 通訳交通費 通訳人への交通費は、公共交通機関を利用した場合に算定される実費の額。ただし、特急料金は片道100キロメートル以上、急行料金は片道50キロメートル以上の場合のみ算入する。

(エ) 遠距離移動に対する日当 通訳のための移動が遠距離（通訳人の自宅から接見又は面接の場所までが往復100キロメートル以上）にわたる場合は、3,810円

(オ) (ア) から (エ) までの規定にかかわらず、本会は、特段の事情があると認める場合は、相当な金額を決定することができる。